

審議会等の一覧表

令和7年(2025年)11月1日現在
伊丹市

＜本表の説明＞

本表の構成	「附属機関(及びその部会等)」と「その他の機関」に分かれています。
本表の並び順	原則として、担当所属の組織順に並べています。ただし、「附属機関(及びその部会等)」については、そのうち「伊丹市使用料手数料等審議会」及び「指定管理者選定委員会」を同一覧の下方に記載しています。また、部会等については、当該部会等が属する審議会等の下に配置しています。
名称	名称を記載しています。名称(青字のものに限り)をクリックすると、各審議会等のリンク先ページにアクセスし、詳細を確認できます。
概要	概要を説明しています。
設置根拠	設置根拠となる法律・条例等を記載しています。
常設	委員が常時1人以上選任(委嘱又は任命等)されている(任期に切れ目がない)ことを指します。「×」と記載されている審議会等は、休会中場合があります。
公募	市民公募委員を委員の一部に選任していること(直近の審議会等において選任した実績があること、今後選任する予定があることを含む)を指します。ただし、「○」と記載されていても、公募を行わない場合があり、また「×」と記載されていても、公募を行う場合があります。
傍聴	通常時において、会議を公開し、傍聴を受け入れていることを指します。ただし、「可」と記載されていても、審議内容等によっては非公開の場合があり、また「不可」と記載されていても、審議内容等によっては公開場合があります。
担当所属	事務局等を担う主管課を記載しています。各審議会等の詳細については、各担当所属にお問い合わせください。

附属機関(及びその部会等)

名称	概要	設置根拠	常設	公募	傍聴	担当所属
伊丹市公共施設マネジメント推進検討委員会	市長の諮問に応じ、基本計画の策定、変更又は廃止に関する事項を調査審議し、答申します。	伊丹市公共施設マネジメント基本条例	×	○	可	総合政策部施設マネジメント課
演劇ホール跡利活用事業公募型プロポーザル審査会	演劇ホール跡利活用事業公募型プロポーザル審査において下記の事項を所掌します。 (1) 審査要領及び実施要項の策定に関すること。 (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。 (3) その他審査会において必要と認めた事項。	演劇ホール跡利活用事業公募型プロポーザル審査会設置要綱	×	○	不可	総合政策部施設マネジメント課
伊丹市総合計画審議会	市長の諮問に応じ、市の総合計画に関する事項を調査審議し、市長に答申します。	執行機関の附属機関に関する条例	×	○	可	総合政策部政策室
伊丹市環境審議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申します。 (1)環境基本計画に関すること。 (2)その他環境の保全及び創造に関する重要事項	環境基本法 伊丹市環境基本条例	○	○	可	総合政策部グリーン戦略室
伊丹市環境審議会みどり環境部会	都市緑地法に基づく緑の基本計画及び生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略にかかる事項を審議します。	伊丹市環境基本条例	○	×	可	都市交通部みどり公園室 みどり自然課
伊丹市情報公開・個人情報保護審査会	伊丹市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律等に基づく審査請求、情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関する重要事項、個人情報の保護に関する法律等に基づく個人情報保護制度の運営に関する規則等について、調査・審議し、実施機関に意見を述べます。	伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例	○	×	可(一部)	総務部総務室総務課
伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定による調査を公正かつ中立に行うため、市長の諮問に応じ、同法第28条第1項の規定による調査の結果について、調査審議するとともに、市長に対し意見を述べます。	伊丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例	×	×	不可	
伊丹市荒牧財産区管理会	伊丹市荒牧財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で条例又は協議で定める重要なものについて審議します。	地方自治法 伊丹市財産区管理会条例	○	×	不可	総務部総務室管財課
伊丹市鴻池財産区管理会	伊丹市鴻池財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で条例又は協議で定める重要なものについて審議します。	地方自治法 伊丹市財産区管理会条例	○	×	不可	
伊丹市新田中野財産区管理会	伊丹市新田中野財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で条例又は協議で定める重要なものについて審議します。	地方自治法 伊丹市財産区管理会条例	○	×	不可	
伊丹市行政不服審査会	審査庁からの諮問に応じ審査請求事件に係る調査審議など、行政不服審査法によりその権限に属させられた事項を処理します。	行政不服審査法 伊丹市行政不服審査法施行条例	○	×	可(一部)	総務部法務室法務管理課
伊丹市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議します。	伊丹市特別職報酬等審議会条例	×	○	可	総務部人材育成室給与と制度課
伊丹市退職手当審査会	退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について審査します。	伊丹市職員退職手当支給条例	×	×	不可	
公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第3条第2項の規定により実施機関の行なう公務または通勤により生じた災害の認定について、実施機関の諮問に応じ、調査審議することおよび実施機関に対する意見の具申に関することを担任します。	執行機関の附属機関に関する条例	○	×	不可	総務部人材育成室研修厚生課
公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく実施機関の行なう公務または通勤により生じた災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服の審査に関することを担任します。	執行機関の附属機関に関する条例	○	×	不可	
伊丹市国民保護協議会	市長の諮問に応じて本市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べます。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 伊丹市国民保護協議会条例	○	×	可(一部)	総務部危機管理室
伊丹市防災会議	伊丹市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進するとともに、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる等します。	災害対策基本法 伊丹市防災会議条例	○	×	可(一部)	
伊丹市行政財政審議会	市長の諮問に応じ、市の行政財政に関する事項を調査審議し、市長に答申します。	執行機関の附属機関に関する条例	×	○	可	財政基盤部財政企画室 経営企画課

伊丹市参画協働推進委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するとともに、市長に対し意見を述べます。 (1)市民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況及び成果に関すること。 (2)伊丹市まちづくり基本条例の見直ししその他市民の参画と協働によるまちづくりに関する重要事項。	伊丹市まちづくり基本条例	○	○	可(一部)	市民自治部まちづくり室 まちづくり推進課
伊丹市廃棄物減量等推進審議会	本市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議します。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例	×	○	可	市民自治部まちづくり室生活環境課
伊丹市消費生活審議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申します。 (1)消費者教育の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村消費者教育推進計画の策定及び変更に関すること。 (2)その他市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項	伊丹市消費生活審議会条例	×	○	可	市民自治部市民サービス室 消費生活センター
伊丹市人権教育・啓発施策審議会	審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申します。 (1)人権教育及び人権啓発に関する基本方針の策定及び見直し (2)人権教育及び人権啓発に関する施策の評価 (3)前2号に掲げるもののほか、人権教育及び人権啓発の推進に関する重要事項	伊丹市人権教育・啓発施策審議会条例	×	○	可	市民自治部共生推進室 同和・人権・平和課
伊丹市男女共同参画審議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申します。 (1)男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画の策定及び変更 (2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する市町村基本計画の策定及び変更 (3)その他、男女共同参画の推進に関する重要事項	伊丹市男女共同参画審議会条例	×	○	可	市民自治部共生推進室 男女共同参画課
伊丹市福祉対策審議会	市長の諮問に応じ、市の福祉対策に関する事項を調査審議し、市長に答申します。	執行機関の附属機関に関する条例	○	○	可	健康福祉部地域福祉室 地域・高齢福祉課
伊丹市民生委員推薦会	民生委員候補者の推薦に関する調査及び審議を行います。	民生委員法 伊丹市民生委員推薦会条例	○	×	不可	
伊丹市老人ホーム入所判定委員会	市長の諮問に応じ、養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所の委託の措置の要否について審査及び判定を行い、答申します。	伊丹市老人ホーム入所判定委員会条例	○	×	不可	
伊丹市介護認定審査会	法第38条第2項に規定する審査判定業務のほか、市長の求めに応じ、生活保護法の規定による介護扶助を行うために必要な審査及び判定の業務を行います。	介護保険法 伊丹市介護保険条例	○	×	不可	健康福祉部地域福祉室介護保険課
伊丹市地域包括支援センター運営協議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申します。 (1)介護保険法第119条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が担当する区域の設定に関すること。 (2)センターの設置、変更及び廃止に関すること。 (3)センターの運営の評価及び適切、公正かつ中立な運営に関すること。 (4)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムの構築に関すること	伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例	○	○	可	
伊丹市障害支援区分認定審査会	認定審査対象者の基本調査（一次判定及び特記事項並びに主治医意見書）に基づき、障害支援区分について、審査及び判定を行います。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	○	×	不可	健康福祉部地域福祉室障害福祉課
伊丹市いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための取組に関する関係行政機関及び関係団体相互の連絡調整を行います。	いじめ防止対策推進法 伊丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例	×	×	不可	健康福祉部生活支援室こども福祉課
伊丹市国民健康保険運営協議会	市長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を審議します。 (1)一部負担割合に関する事項。 (2)保険料の賦課方法に関する事項。 (3)給付期間に関する事項。 (4)その他の給付の種類および内容に関する事項。 (5)前各号に定めるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項。	国民健康保険法	○	○	可	健康福祉部保健医療推進室 国保年金課
伊丹市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮問に応じ、本市が実施した予防接種により生じた疑いのある健康被害について、医学的な見地から調査又は審議を行い、答申します。	伊丹市予防接種健康被害調査委員会条例	○	×	不可	健康福祉部保健医療推進室 母子保健課
伊丹市労働問題審議会	市長の諮問に応じ、労働問題に関する事項を調査審議することおよび重要事項に関し市長に意見の具申をします。	執行機関の附属機関に関する条例	×	×	可	都市活力部産業振興室商工労働課
伊丹市商工業振興委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申します。 (1)商工業の振興に係る総合的な計画の策定及びその実施状況に関すること。 (2)企業の立地の促進に関すること。 (3)雇用機会の創出に関すること。 (4)中小企業の育成及び発展に関すること。 (5)その他商工業の振興に関する重要事項	伊丹市商工業振興委員会条例	○	○	可	
伊丹市企業立地計画審査会	企業立地計画の認定に関する事項について調査審議します。	伊丹市企業立地支援条例	○	×	不可	
伊丹市文化財審議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申します。 (1)市指定文化財の指定およびその保持者の認定ならびにその解除に関すること (2)その他文化財保護に関すること	文化財保護法 伊丹市文化財保護条例	○	×	可	都市活力部まち資源室文化振興課
伊丹市都市計画審議会	法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議します。 (1)本市が定める都市計画に関すること。 (2)都市計画について本市が提出する意見に関すること。 (3)その他市長が都市計画に必要と認める事項に関すること。	都市計画法 伊丹市都市計画審議会条例	○	○	可	都市活力部都市整備室都市計画課
伊丹市都市景観審議会	市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関する事項及び風致地区内の建築等に関する事項を調査審議すること並びに重要事項に関し市長に意見の具申をします。	執行機関の附属機関に関する条例 伊丹市都市景観審議会規則	○	○	可(一部)	都市活力部都市整備室都市計画課
伊丹市空家等対策協議会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。 (1)空家等対策計画（法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。次号において同じ。）の作成及び変更に関すること。 (2)空家等対策計画の実施状況に関すること。 (3)特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。）に該当するか否かの判断が困難である場合の当該判断に関すること。	空家等対策の推進に関する特別措置法 伊丹市空家等対策協議会条例	○	○	可	都市活力部都市整備室建築指導課
伊丹市建築審査会	建築基準法第78条の規定に基づき、同法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、市長の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項を調査、審議します。	建築基準法 伊丹市建築審査会条例	○	×	可	
伊丹市住生活基本計画審議会	市長の諮問に応じ、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画の策定及び見直しに関する事項について、調査審議し、答申します。	伊丹市住生活基本計画審議会条例	×	○	可	都市活力部都市整備室住宅政策課
伊丹市総合交通会議	市長の諮問に応じ、交通体系の整備その他の交通に関する施策に係る総合的な計画の策定及び変更について調査審議し、答申します。	伊丹市総合交通会議条例	○	○	可	都市交通部交通政策室交通政策課

伊丹市昆虫館運営協議会	市長の諮問に応じ、昆虫等及び自然環境保全等に関する専門的事項並びに自然環境学習の推進に関する基本的事項を調査審議し、答申します。	伊丹市昆虫館条例	○	×	可	都市交通部みどり公園室 みどり自然課
伊丹市いじめ防止等対策審議会	教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申します。 (1)いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する事項 (2)法第28条第1項の規定による調査に関する事項	いじめ防止対策推進法 伊丹市いじめ問題対策連絡協議会 等条例	×	×	可(一部)	教育委員会事務局学校教育部 学校教育課
伊丹市義務教育諸学校等教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、伊丹市立小学校、伊丹市立中学校及び伊丹市立伊丹特別支援学校において使用する教科用図書の選定について調査審議し、答申します。	伊丹市教科用図書選定委員会条例	×	○	不可	
伊丹市立伊丹高等学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、伊丹市立伊丹高等学校において使用する教科用図書の選定について調査審議し、答申します。	伊丹市教科用図書選定委員会条例	×	○	不可	
伊丹市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申します。 (1)障害のある幼児、児童及び生徒の適切な就学に関すること。 (2)障害のある児童及び生徒の就学に関すること。 (3)障害のある児童及び生徒の就学後の教育的支援に関すること。	伊丹市教育支援委員会条例	○	×	不可	
伊丹市特別支援教育審議会	教育委員会の諮問に応じ、特別支援教育に関する基本方針の策定及び変更並びに実施状況について調査審議し、答申します。	伊丹市特別支援教育審議会条例	○	×	不可	
伊丹市学校教育審議会	教育委員会の諮問に応じ、本市の学校教育に関するもののうち次に掲げる事項について調査審議し、答申します。 (1)学校教育の振興に関する重要事項 (2)学校及び幼稚園の設置、廃止、統合及び分離に関する事項 (3)通学及び通園区域の設定及び変更に関する事項	伊丹市学校教育審議会条例	×	○	可(一部)	未来戦略チーム
伊丹市子ども・子育て審議会	市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画に関する事項について調査審議します。	子ども・子育て支援法 伊丹市子ども・子育て審議会条例	○	○	可	教育委員会事務局こども未来部こども 室次世代育成課
伊丹市教育環境審査会	市長の諮問に応じ、教育環境保全のため建築規制に関する事項を審査し、市長に意見の具申をします。	執行機関の附属機関に関する条例 伊丹市教育環境保全のための建築 等の規制条例	○	×	不可	
伊丹市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ります。	地方青少年問題協議会法 伊丹市青少年問題協議会条例	○	○	可	
伊丹市社会教育委員の会	社会教育に関する諸計画を立案するほか、定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる等、社会教育に関し教育委員会に助言します。	社会教育法 伊丹市社会教育委員設置条例	○	○	可	教育委員会事務局生涯学習部 社会教育課
伊丹市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、同法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、およびこれらの事項に関して教育委員会に建議します。	スポーツ基本法 伊丹市スポーツ推進審議会条例	○	×	可	教育委員会事務局生涯学習部 スポーツ振興課
伊丹市立図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べます。	図書館法 伊丹市立図書館条例	○	○	可	教育委員会事務局生涯学習部 図書館
治験審査委員会	病院長の諮問に応じ、治験について、倫理的、科学的および医学的、薬学的観点から審議・評価し、答申します。	ヘルシンキ宣言 GCP(Good Clinical Practice)	○	×	不可	市立伊丹病院薬剤部薬剤科
市立伊丹病院倫理委員会	管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申します。 (1)人を対象とする医学的研究の実施および継続の適否ならびに当該研究の実施状況に関すること。 (2)医療行為における倫理的な配慮のあり方に関すること。	人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 伊丹市病院事業の設置等に関する 条例	○	×	不可	市立伊丹病院臨床研究支援室
市立伊丹病院地域医療支援委員会	管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申します。 (1)地域医療の支援のための、病院施設の提供、救急医療の提供、紹介患者への医療の提供および医療従事者への研修の実施のあり方に関すること。 (2)地域住民の健康増進に係る取組に関すること。 (3)在宅医療および在宅介護の実現のための介護および福祉の関係機関ならびに地域の医療機関との連携に関すること。 (4)その他地域における医療の確保のために必要な支援に関する重要事項	医療法施行規則 伊丹市病院事業の設置等に関する 条例	○	×	可	市立伊丹病院地域医療連携室
伊丹市使用料手数料等審議会	市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議することおよび重要事項に関し市長に意見の具申をします。 ※公の施設利用に係る使用料等	執行機関の附属機関に関する条例	×	○	可	財政基盤部財政企画室経営企画課
伊丹市使用料手数料等審議会	市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議することおよび重要事項に関し市長に意見の具申をします。 ※交通事業に係る使用料等		×	○	可	交通局総務課
伊丹市使用料手数料等審議会	市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議することおよび重要事項に関し市長に意見の具申をします。 ※水道事業、工業用水道事業及び下水道事業に係る使用料等		×	○	可	上下水道局経営企画室経営企画課
指定管理者選定委員会	指定管理施設(複数の指定管理施設の管理を一括して行わせる場合は、当該複数の指定管理施設)ごとに置き、市長等の諮問に応じ、次に掲げる事務を行い、答申します。 (1)審査項目及び審査方法の設定について審議を行うこと。 (2)最も適当なものを指定管理者に指定すべきものとして選定する審査を行うこと。	伊丹市公の施設に係る指定管理者の 指定の手続等に関する条例	×	/	不可	財政基盤部財政企画室経営企画課
伊丹市立伊丹市役所内駐車場及び伊丹市立保健センター内駐車場指定管理者選定委員会			×	○	不可	総務部総務室管財課
伊丹市立市民まづくりプラザ指定管理者選定委員会			×	○	不可	市民自治部まちづくり室 まちづくり推進課
伊丹市営斎場及び伊丹市神津墓地合葬式墓地指定管理者選定委員会			×	○	不可	市民自治部まちづくり室生活環境課
伊丹市男女共同参画センター指定管理者選定委員会			×	○	不可	市民自治部共生推進室 男女共同参画課
伊丹市立サンシティホール指定管理者選定委員会			×	×	不可	健康福祉部地域福祉室 地域・高齢福祉課

伊丹市立労働福祉会館、伊丹市立中央公民館及び伊丹市青少年センター(スワンホール)指定管理者選定委員会	伊丹市公の施設に係る指定管理者の 指定の手続等に関する条例	×	×	不可	都市活力部産業振興室商工労働課
伊丹市公設市場指定管理者選定委員会		×	○	不可	都市活力部産業振興室農業政策課
伊丹市営住宅等指定管理者選定委員会		×	○	不可	都市活力部都市整備室住宅政策課
伊丹市自転車駐車場指定管理者選定委員会		×	○	不可	都市交通部交通政策室交通政策課
中心市街地駐車場及び伊丹市立文化会館駐車場指定管理者選定委員会		×	○	不可	
伊丹市立児童会館指定管理者選定委員会		×	×	不可	教育委員会事務局こども未来部 こども室世代育成課
伊丹市立緑ヶ丘体育館・武道館等、伊丹市立ローラースケート場指定管理者選定委員会		×	×	不可	教育委員会事務局生涯学習部 スポーツ振興課

その他の機関

名称	概要	設置根拠	常設	公募	傍聴	担当所属
伊丹創生検証会議	第6次伊丹市総合計画における実施計画で地方創生の取組として位置付けた実施施策に係る成果指標並びに実施施策の評価及び検証を効果的に行います。	伊丹創生検証会議設置要綱	○	×	不可	総合政策部政策室
伊丹市人権教育・啓発推進会議	本市の人権教育及び人権啓発の施策に係る事項並びに伊丹市立人権啓発センターの運営に関する事項について検討し、市長に意見を述べます。	伊丹市人権教育・啓発推進会議設置要綱	○	○	可	市民自治部共生推進室 同和・人権・平和課
伊丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議	次に掲げる事項を所掌します。 (1)高齢者虐待の防止に係る関係機関、民間団体等との連携強化及び情報交換に関すること。 (2)高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策強化に関すること。 (3)高齢者虐待の被害者及び養護者への支援体制等の整備に関すること。 (4)高齢者虐待の伊丹市における実態把握に関すること。 (5)養護者による高齢者虐待の防止に資する支援に関すること。 (6)その他高齢者虐待の防止及びネットワークの運営等に関すること。	伊丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	○	×	不可	健康福祉部地域福祉室 地域・高齢福祉課
伊丹市成年後見制度利用促進委員会	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力に不安を抱えるなど、成年後見制度等の利用を必要とする人を確実に支援につなげるため、関係機関による地域連携ネットワークを構築し必要な支援を実施するとともに、関係機関の連携を強化します。	伊丹市成年後見制度利用促進委員会設置要綱	○	×	不可	
伊丹市共生福祉社会推進会議	地域福祉に関する諸課題について市民及び関係団体と情報を共有するとともに、共生福祉社会の実現を図るために必要な支援のあり方について協議するための対話の場として設置します。	伊丹市共生福祉社会推進会議設置要綱	○	×	不可	
伊丹市福祉権利擁護センター受任調整会議	複雑、複合的な課題を有する高齢者及び障がい者等に対する成年後見制度の利用に関し、本人の状況に応じた適切な後見人等候補者の選定及び必要な支援体制について協議します。	伊丹市福祉権利擁護センター受任調整会議設置要綱	○	×	不可	健康福祉部地域福祉室障害福祉課
伊丹市障害者虐待防止連絡会	障害者虐待を受けた被害者に対する保護及び自立の支援、養護者に対する支援を総合的かつ機能的に推進するための関係機関の連絡・連携体制の強化を目的とします。	伊丹市障害者虐待防止対策事業実施要綱	○	×	不可	
伊丹市障害者地域自立支援協議会	障がいのある人が自立した生活を営むことができる地域づくりに関し、関係機関により協議を行うため設置され、次に掲げる事項について協議を行い、必要に応じその結果を市長に報告します。 (1)地域生活の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。 (2)地域生活の支援に係る関係機関によるネットワークの構築等に関すること。 (3)地域生活の支援に係る情報の収集、提供及び普及啓発に関すること。 (4)伊丹市障害福祉計画の進捗状況報告に関すること。 (5)障害者差別の相談事例等に係る情報の収集及び障害者差別解消に向けた普及啓発に関すること。 (6)伊丹市手話言語条例に基づく施策の実施に関すること。 (7)日中サービス支援型指定共同生活援助事業の実施状況等に係る評価等に関すること。 (8)その他地域生活の支援に関すること。	伊丹市障害者地域自立支援協議会設置要綱	○	○	可	
伊丹市地域密着型サービス運営委員会	次に掲げる事項について協議します。 (1)地域密着型サービス事業所の指定に関すること。 (2)地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。 (3)地域密着型サービスの質の確保及び運営の評価に関すること。 (4)前号に掲げるもののほか、地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するために市長が必要と認める事項	伊丹市地域密着型サービス運営委員会設置要綱	○	○	可	健康福祉部地域福祉室法人監査課
伊丹市保健医療推進協議会	本市における保健医療に係る施策の総合的及び計画的な推進について協議します。	伊丹市保健医療推進協議会設置要綱	×	○	不可	健康福祉部保健医療推進室 健康政策課
伊丹市技能功労者表彰選考委員会	団体等から推薦された技能功労被表彰候補者の中から、選考委員会に諮って市長が被表彰者を決定します。	伊丹市技能功労者表彰要綱	×	×	不可	都市活力部産業振興室商工労働課
伊丹市資料修史等専門委員会	伊丹市域の歴史・文化(市立伊丹ミュージアムにおいて行う事業に係るものを除く。)に関する事項を調査し、研究し、及び協議します。	伊丹市資料修史等専門委員会の設置に関する要綱	○	×	不可	都市活力部まち資源室文化振興課
市立伊丹病院・公立学校共済組合近畿中央病院統合委員会	市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院の統合再編に関する具体的事項を検討し、協議します。	市立伊丹病院・公立学校共済組合近畿中央病院統合委員会設置要綱	×	×	不可	地域医療体制整備推進班
伊丹市明るい選挙推進協議会	伊丹市における選挙啓発機関として、啓発運動の方法等を協議し、あわせてこの運動を積極的に推進することにより、明るい選挙の実現を図ります。	伊丹市明るい選挙推進協議会規約	○	○	不可	選挙管理委員会事務局
伊丹市立総合教育センター運営協議会	総合教育センターで行う事業が、その目的に添ったものであるかを協議します。	伊丹市立総合教育センター運営協議会設置要綱	×	×	不可	教育委員会事務局学校教育部 総合教育センター
教育支援センター「やまびこ」運営委員会	伊丹市の小・中学校の不登校児童生徒の実態を把握し、総合的な研究を行うとともに、教育支援センター「やまびこ」の運営について助言を行い、児童生徒が小集団による学習や体験活動を通して学校復帰や社会的自立をさせることを目的とします。	教育支援センター「やまびこ」運営委員会規約	○	×	不可	教育委員会事務局学校教育部 総合教育センター・少年愛護センター
少年愛護センター運営協議会	伊丹市立少年愛護センター運営協議会は、伊丹市立少年愛護センターの合同活動の実施について協議するとともに、関係機関および団体の連絡協調を図る会です。	伊丹市立少年愛護センター条例施行規則	○	×	不可	教育委員会事務局学校教育部 総合教育センター・少年愛護センター

伊丹市体力向上推進委員会	伊丹市立学校児童生徒における体力向上等に関する諸問題を調査研究し、学校体育の振興、充実に努めます。	伊丹市体力向上推進委員会設置要綱	○	×	不可	教育委員会事務局学校教育部 保健体育課
アレルギー対策委員会	伊丹市立学校園におけるアレルギー対策を検討します。	アレルギー対策委員会設置要綱	○	×	不可	
伊丹市中学校部活動の地域移行に関する協議会	伊丹市立中学校における部活動を地域単位での活動へ移行することに関し現状を把握するとともに、地域移行に関する諸課題について協議します。	伊丹市中学校部活動の地域移行に関する協議会設置要綱	○	×	不可	教育委員会事務局未来教育プロジェクト部活動地域移行チーム
伊丹市交通局車体全面広告(ラッピングバス)自主審査会	伊丹市交通局車体全面広告審査基準に係る車体広告掲出申込みがあった際、自動車運送事業管理者の命を受け、同基準に基づき審査を行う。	伊丹市交通局車体全面広告(ラッピングバス)自主審査会設置要綱	○	○	不可	交通局企画営業課
医科臨床研修管理委員会	次に掲げる事項について調査審議します。 (1)研修プログラムの評価、見直し、作成に関すること。 (2)各研修プログラム間の相互調整に関すること。 (3)研修医の募集、採用、中断、終了の際の評価等臨床研修の実施の統括管理に関すること。 (4)研修医の処遇、健康管理に関すること。 (5)採用時における研修希望者の評価に関すること。 (6)研修医の研修進捗状況の把握、評価及び指導医等への指導、助言に関すること。 (7)研修後および中断後の進路における支援に関すること。 (8)その他病院長が必要と認めた事項に関すること。	医科臨床研修管理委員会設置要綱	○	×	不可	市立伊丹病院事務局総務課
歯科臨床研修管理委員会	次に掲げる事項について調査審議します。 (1)研修プログラムの評価、見直し、作成に関すること。 (2)各研修プログラム間の相互調整に関すること。 (3)研修医の募集、採用、中断、終了の際の評価等臨床研修の実施の統括管理に関すること。 (4)研修医の処遇、健康管理に関すること。 (5)採用時における研修希望者の評価に関すること。 (6)研修医の研修進捗状況の把握、評価及び指導医等への指導、助言に関すること。 (7)研修後および中断後の進路における支援に関すること。 (8)その他病院長が必要と認めた事項に関すること。	歯科臨床研修管理委員会設置要綱	○	×	不可	
利益相反委員会	病院長の諮問に応じ、医学系研究にかかる利益相反について、調査審議し、答申します。	臨床研究法人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針	○	×	不可	市立伊丹病院臨床研究支援室
伊丹市都市景観審議会デザイン審査小委員会	審議会から付議されて調査審議し、その結果を審議会に報告します。次に掲げる所掌事務に関するものを処理します。 (1)景観法第16条及び伊丹市都市景観条例第14条に基づく届出のデザインに対する助言及び指導 (2)市が実施する公共事業に係る形態意匠、色彩等の相談及び助言 (3)景観重要建造物、景観重要樹木、都市景観形成建築物に係る相談及び助言 (4)その他良好な景観形成の相談及び助言	伊丹市都市景観審議会規則 伊丹市都市景観審議会小委員会規程	○	×	可(一部)	都市活力部都市整備室都市計画課